市・道民税のお知らせ

65 歳以上の公的年金受給者

年金からの特別徴収

昨年10月から、公的年金からの特別徴収制度が始まりました。この制度により、多くの65歳以上の公 的年金受給者の方は、年金保険者が年金から市・道民税を差し引いて、市に直接納める特別徴収になりま した。

なお、今年度から特別徴収の対象になる方は、10月支給分からこの特別徴収に変わります。

▶対象になる方

特別徴収される年度の4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得にかかる市・ 道民税の納税義務がある方です。

新たに10月から特別徴収の対象となる方は、昨年の4月2日から今年の4月1日までに65歳になった 方と、65歳以上の方で、昨年度の途中で税額変更などで特別徴収の対象にならなくなった方です。

▶対象にならない方

介護保険料が特別徴収されていない方や、当該年度の特別徴収額が公的年金給付の年額を超える方な どは対象になりませんので、普通徴収(納付書や口座振替)で納めることになります。

▶対象になる公的年金

老齢基礎年金、退職年金などの公的年金です。なお、障害年金や遺族年金などの課税されていない年 金は、対象になりません。

▶新たな税負担は生じません

特別徴収の対象になる方は、納税方法を変更するだけであり、新たな税の負担は生じません。

▶特別徴収税額の確認は

特別徴収の対象になる方には、今年6月上旬に送付している「市・道民税税額決定・納税通知書」の中 で、年金から特別徴収される税額をお知らせしていますので、ご確認ください。

なお、通知書に特別徴収される年金の名称と税額の記載がない場合は、特別徴収の対象にはなりませ ん。また、その通知後に、税額変更や公的年金からの特別徴収の対象外になった方には、新たに通知書を 送付していますので、6月上旬に送付した通知書と間違えないようにご注意ください。



▶平成 22 年度の徴収方法は

○昨年も公的年金から特別徴収で納めた方

4月	6月	8月	10 月	12月	平成 23 年 2 月
特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
各月、平成 22 年 仮徴収します	₹2月に特別徴収	した額と同額を	決定した平成 22 年度の市・道民税額から仮徴収額 を差し引いた額を 3 回に分けて本徴収します		

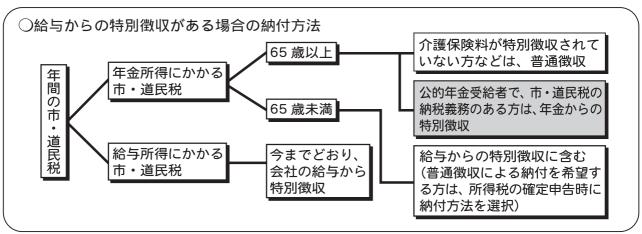
○今年度から特別徴収の対象になる方

	4月	6月	8月	10 月	12 月	平成 23 年 2 月	
徴収はあせん	徴収はありま	普通徴収		特別徴収			
		各月、年税額の ます	4分の1を納め	各月、年税額の	6 分の 1 を納めま	इ के	

▶徴収方法の選択はできません

市・道民税を公的年金から特別徴収することは、地方税法により定められているので、対象になる方の希望により納める方法を変更することはできません。

なお、年金所得以外の所得にかかる市・道民税は、今までどおりの方法で納めることになりますが、 給与からの特別徴収がある方は下表をご覧ください。



▶年の途中で特別徴収が中止になる場合

次のいずれかに該当した場合、公的年金からの特別徴収は中止となります。

- ●他の市区町村に転出した場合、または死亡した場合
- ●介護保険料が特別徴収されなくなった場合
- ●年金の支給額の変更や税の申告などにより、年の途中で税額が変更になった場合

なお、市・道民税のうち年金から特別徴収されずに残った額は、普通徴収で納めることになります。

問合先 市税務課市民税係

税の申告はお済みですか

平成 21 年分の収入に対する市・道民税の申告をしていない方は、事業所や公的年金支給者からの報告書に基づき税額を計算しています。

社会保険料控除や控除対象配偶者、扶養控除などが報告書に記載されていない場合、申告により修正や追加をすることができ、税額が小さくなることがあります。

なお、所得税に対する申告は、最寄りの税務署で行ってください。

申告に必要なもの

平成 21 年中の収入がわかるもの(源泉徴収票など)や平成 21 年中に支払った社会保険料の領収書、国民年金・生命保険・地震保険の控除証明書、障害者手帳などの各種控除証明書、印鑑

高齢の方や障がいがある方で、市役所に来ることが困難な場合は、お問い合わせください。

問合先 市税務課市民税係